

アルコール事業法

5つの
よくある
NO!

無許可で
使用!

用途外で
使用!

無断で
廃棄!

使用簿
未記載

届出、
業務報告書
未提出

この行為
要注意!



- 一般アルコールは事前に許可を受けた用途・方法以外に使用できません。
- 許可を得ていない用途に使用すると、酒税相当額を国庫納付いただきます。
- アルコールを廃棄する場合は事前の届出及び当局職員の立会いが必要です。



経済産業省
関東経済産業局 アルコール室

048-600-0396

<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/pdf/4shiyuou-tebiki.pdf>

